

令和7年 第4回農業委員会総会 議事録

とき 令和7年4月15日（火）

ところ 東大阪市役所 18階 大会議室

【議事日程】

1. 農地調整・転用届出等に関する件

- | | |
|------|----------------------------|
| 日程第1 | 報告第15号 |
| | 引き続き農業経営を行っている旨の証明専決事項報告の件 |
| 日程第2 | 報告第16号 |
| | 生産緑地の主たる従事者証明専決事項報告の件 |
| 日程第3 | 報告第17号 |
| | 農地法第4条第1項第7号による届出専決事項報告の件 |
| 日程第4 | 議案第5号 |
| | 農地法第3条による許可申請の件 |
| 日程第5 | 議案第6号 |
| | 開発行為の許可申請に対する意見具申の件 |

出席委員	15名	別紙のとおり
途中参加委員	0名	別紙のとおり
欠席委員	3名	別紙のとおり
事務局	2名	別紙のとおり

開会 午後2時00分

【事務局】

それでは、お時間となりましたので、令和7年第4回農業委員会総会を開会させていただきます。

それでは、会長よろしくお願いいたします。

【会長】

開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日、令和 7 年第 4 回農業委員会総会を開催いたしましたところ、公私何かとご多用にもかかわりませずご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、これより総会を開会いたします。

東大阪市農業委員会総会会議規則第 6 条の規定によりまして、私が議長を務めさせていただきます。議事が円滑に参りますよう、皆様方には、何卒、最後までご協力をお願いいたします。失礼ではございますが、着席させていただきます。

【議長】

本日の総会出席委員は 15 名ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員でございますが、私から指名してよろしいですか。

<異議なしの声>

異議なしと認め、5 番 田中強志委員と 8 番 西田博文委員、両委員を指名いたします。
それでは、審議に入ります。

日程第 1 報告第 15 号引き続き農業経営を行っている旨の証明専決事項報告の件を議題とします。事務局より報告願います。

【事務局】

はい、議長。

日程第 1 報告第 15 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明専決事項報告の件。番号 1、被相続人住所、〇〇〇〇、被相続人氏名、〇〇〇〇、相続開始年月日、〇〇年〇〇月〇〇日、相続人住所、〇〇〇〇、相続人氏名、〇〇〇〇、特例適用農地の所在でございますが、〇〇〇〇、地目、〇、登記面積が〇〇㎡、適用面積が〇〇㎡、他 1 筆、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の適用農地でございます。令和〇〇年〇〇月〇〇日証明。他 5 件です。

【議長】

はい。1 番から 6 番までの専決事項につき、異議ありませんか。

<異議なしの声>

異議ないものと認め、日程第1報告第15号、引き続き農業経営を行っている旨の証明専決事項報告の件は、了承することに決します。

日程第2、報告第16号 生産緑地の主たる従事者証明専決事項報告の件を議題とします。事務局より、報告願います。

【事務局】

はい、議長。日程第2、報告第16号 生産緑地の主たる従事者証明専決事項報告の件。番号1、買い取り申出をする者、住所、氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇、買い取り申出事由の生じた者、住所、氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇、買い取り申出事由が生じた日、令和〇〇年〇〇月〇〇日、申出事由は、〇〇、物件の所在、〇〇〇〇、地目、〇、面積〇〇㎡、他1筆、土地謄本、相続関係書類、付近の見取り図が添付されております。令和〇〇年〇〇月〇〇日証明。以上です。

【議長】

この生産緑地の主たる従事者証明専決事項の報告の件について、異議ありませんでしょうか。

<異議なしの声>

異議ないものと認め、日程第2、報告第16号、生産緑地の主たる従事者証明専決事項報告の件は、了承することに決します。

日程第3、報告第17号。

農地法第4条第1項第7号による届け出専決事項報告の件を議題とします。事務局より報告願います。

【事務局】

議長。日程第3、報告第17号、農地法第4条第1項第7号による届出専決事項報告の件。

番号1、届出人住所、氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇、他〇名。所在地でございますが、〇〇〇〇、地目：〇、面積〇〇㎡、地目が〇、転用目的が、〇〇。

用途地域が準工業地域。備考といたしまして、届出人の共有者、〇〇〇〇、〇〇〇〇。他9件でございます。

【議長】

1 番から 10 番までの専決事項について、異議ありませんでしょうか。

< 異議なしの声 >

異議ないものと認め、日程第 3、報告第 17 号。

農地法第 4 条第 1 項第 7 号による届出専決事項報告の件は了承することに決します。

日程第 4 に入らせていただきます。

日程第 4。議案第 5 号、農地法第 3 条による許可申請の件を議題といたします。

事務局より報告願います。

【事務局】

はい。議長。日程第 4、議案第 5 号、農地法第 3 条による許可申請の件。

番号 1、譲受人住所、氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲渡人住所、氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇、所在地でございますが、〇〇〇〇、地目が〇、面積が〇〇㎡、他 1 筆でございます。申請事由は農業経営の拡大、譲受人の耕作面積が〇〇㎡でございます。他 1 件でございます。

【議長】

事務局より説明願います。

【事務局】

はい。議長。3 条の許可申請につきまして番号 1 から順にご説明をさせていただきます。本件は、農業経営の拡大を目的としました、売買による所有権移転でございます。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇〇〇さんでございます。

農地の所有権の移転につきましては、農地法第 3 条の第 2 項第 1 号から第 6 号にその要件が定められておりまして、そのいずれかに該当すれば、許可ができないというものでございます。1 号から 6 号につきまして順にご説明をさせていただきます。

第 1 号は、譲受人が取得した農地を含めて、所有されている農地のすべてを効率的に利用して耕作を行う必要があるということを定めております。

譲受人は、〇〇に〇〇㎡の農地を所有されておられて、適切に管理をされておられます。

今回取得される農地〇〇㎡につきましても、畑として適切に耕作をする旨、申請書に記載をされているものでございます。

続きまして、第 2 号につきましては、農地所有適格法人以外の法人が農地を取得する場合に関する規定でございまして、本件とは関係ございません。

続きまして第 3 号でございますが、信託の引き受けに関することが規定されております

ので、本件とは関係ございません。

続きまして第 4 号でございますが、譲受人が、常時農作業に従事すると認められない場合には許可ができないという内容でございます。申請書によりますと譲受人は年間 150 日、農業に従事をしておられるため、こちらに該当するものではございません。

続きまして、第 5 号でございますが、取得する農地を転貸あるいは質入れする場合が規定されており、本件は該当しません。

続きまして第 6 号でございますが、譲受人が、当該農地の所有権を取得した後に行う、耕作の内容並びにその農地の位置及びその規模から見て、農地の集団化や農作業の効率化、その他周辺地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがある場合は、認められないというものでございますが、譲受人は周囲と調和のとれた農業を行うとの決意があり、また申請書の記載内容や、農業委員会事務局で実施をさせていただきました、現地調査などから、これに該当するものではございません。

続きまして、番号 2 についてご説明をさせていただきます。

本件も農業経営の拡大を目的としました、売買による所有権の移転でございます。

譲渡人は〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇〇〇さんでございます。

農地の所有権の移転につきましては、先ほどもご説明させていただきましたが、農地法第 3 条の第 2 項、第 1 号から第 6 号にその要件が定められております。

こちらの方もいずれかに該当すれば許可ができないというものでございます。

順に第 1 号から説明をさせていただきます。

第 1 号でございますが、譲受人が取得した農地を含めて、所有農地のすべてを効率的に利用して耕作を行う必要があることを定めております。

譲受人の世帯は、〇〇に〇〇㎡、本市内に〇〇㎡の農地を所有されており、それらを適切に管理されているものでございます。

今回取得される農地、〇〇㎡につきましても、適切に耕作をされる旨、申請書に記載がされているものでございます。

続きまして、第 2 号は、農地所有適格法人以外の法人が農地を取得する場合に関する規定でございます。本件とは関係ございません。

続きまして第 3 号は、信託の引き受けにすることが規定されておるものでございまして、本件とは関係ございません。

続きまして、第 4 号が、譲受人が常時農作業に従事すると認められない場合には許可ができないという内容でございます。譲受人は、年間 100 日。譲受人の世帯員は〇名おられ、それぞれ年間 200 日、100 日と農作業に従事しているため該当するものではございません。続きまして、第 5 号は、取得する農地を転貸、或いは質入れする場合が規定されておるものでございますので、本件とは関係がございません。

続きまして、第 6 号でございますが、譲受人が、当該農地の所有権を取得した後に行う耕作の内容、並びにその農地の位置及び規模から見て、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に、支障を生ずる恐れ

がある場合は認められないというものでございますが、譲受人は、周囲と調和のとれた農業を行うとの決意があり、申請書の記載内容や、農業委員会事務局の方で行いました現地調査などから、当該項目に該当するものではございません。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

【議長】

どうでしょうか。

<意見なしの声>

意見ないものと認め、日程第4議案第5号農地法第3条による許可申請の件は許可することに決めます。

最後に入らせていただき、日程第5、議案第6号、開発行為の許可申請に対する意見具申の件を議題とします。事務局より報告願います。

【事務局】

はい。議長。日程第5議案第6号、開発行為の許可申請に対する意見具申の件。

番号1、申請者住所、〇〇〇〇。申請者氏名、〇〇〇〇、農地の所在地でございますが、〇〇〇〇、地目が〇、面積が〇〇㎡、他1筆でございます。

申請目的でございますが、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、用途地域は第1種中高層住居専用地域、他1件でございます。

【議長】

続きまして事務局より説明願います。

【事務局】

はい。議長。

開発行為の許可申請に対する意見具申の件について、説明をさせていただきます。

番号1から順にご説明をさせていただきます。

申請農地は〇〇より道路を挟んで、すぐ東側に隣接している農地で、用途地域は第一種中高層住居専用地域となっております。

この農地は令和〇〇年〇〇月〇〇日に生産緑地の制限が解除されている農地となります。

本件は〇〇、〇〇、〇〇、〇〇を建築する予定でございます。排水につきましては公共下水に接続し、排水しますということで、周辺に影響を与えるものではございません。

申請地の周辺につきましては、東側に一部農地が残っているものの、すでに周辺は宅地化されているような状況でございます。

西側につきましては幅員〇メートルの道路。北側は幅員〇メートルの道路に接道してお

り、南側もすでに家屋が建っており、建物の建築が周辺に影響があるものではないことを、現地調査にて確認しております。

続きまして、番号２についてご説明をさせていただきます。

申請農地は〇〇から、南東へ約 300m のところにある農地で、用途地域は第一種住居地域となっております。本件は〇〇を建築する予定でございます。

排水につきましては公共下水に接続し排水するということですので、周辺に影響を与えるものではございません。申請地の周辺につきましては宅地化が進んでおり、北側及び東側は戸建住宅が建てられており、南側は幅員〇メートルの道路に接道しているものでございます。

また、西側には一部農地が残ってはおりますが、幅員〇m の道路を挟んでいるため、特に影響がないことを現地調査にて確認をしております。

説明は以上でございます。

【議長】

この件につきまして、ご審議願います。ご意見ありませんか。

<意見なしの声>

意見ないものと認め、日程第 5 議案第 6 号 開発行為の許可申請に対する意見具申の件は意見なしのことを関係部局に回答します。

以上をもちまして本日の定例総会は終了します。

午後 2 時 3 0 分終了。

以上の事実と相違がないことを証するため、署名する。

会長

大西 博

委員

田中 強志

委員

西田 博文

令和7年 第4回 農業委員会総会出欠表(別紙)

(農業委員)

議 席	氏 名	出 欠	議 席	氏 名	出 欠
1	宮崎 行俊	○	10	石橋 亮平	×
2	木田 悟朗	○	11	大野 一博	×
3	草開 善城	○	12	柳生 よみ子	○
4	大東 雄太	○	13	柴村 義信	○
5	田中 強志	◎	14	菱井 和樹	○
6	仲津 恭司	×	15	高橋 美代幸	○
7	大西 博	○	16	田中 隆夫	○
8	西田 博文	◎	17	小林 茂一	○
9	石井 忠和	○	18	山口 裕之	○

- 出 席
- ×
- ◎ 議事録署名委員
- △ 途中参加

(職務のため総会に出席した事務職員)

事務局長 奥 田 陽 子
事務局次長 横 関 真 人